

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟一控訴審一

No. 31
2025 年 3 月

2025 年 3 月 26 日（水）14 時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 14 回口頭弁論が行われました。傍聴に訪れた人は 20 名ほどでした。この日、結審や判決の日程など、今後のスケジュールが伝えられると思っていましたが、協議が必要なことが生じたため、次回以降に持ち越されました。

■東京電力の主張

前回の期日で、個別の損害に対する東電からの反論はすべて提出されました。そして今回、原告に支払われる賠償額算定に関する主張が東電から出されました。東電は、これまで他の地域で出された高等裁判所の判決を例にあげ、①中間指針第五次追補に準ずるべき ②この裁判で決まった賠償額から、すでに ADR 等で個別に支払われている金額を差し引くべき、と言っているそうです。ADR で支払われた金額は、ほとんどが「実費（交通費などかかった費用への支払）」のほずなので、そもそも今回の裁判で求めている「抽象的規範的損害」に対する賠償とは、賠償される対象が異なります。この議論は一審でも行っており、弁護団は改めて反論する予定です。

■原告の意見陳述

一般的な裁判では、意見陳述は裁判の初回のみ行われ、以降は陳述書面のみのやりとりになることが多いのですが、この裁判では一審からずっと続けてきました。2015 年 9 月の第 9 回口頭弁論で、国の代理人から「毎回意見陳述するのはいかがなものか」といった苦言があったものの、ずっと続けられたことで、異動により着任したばかりの裁判長や裁判官にも原告自身の声で伝えられる機会が残されていて、よかったと思います。

原発事故直後、消防の人たちが「外に出ないでください」「雨に当たらないでください」と言いながら、自宅周辺を回っていました。（中略）鼻血を減多に出さない子どもが鼻血を出し、子どもからは、ほぼ毎日、同級生の誰かが鼻血を出しているという話を聞きました。

（中略）

私たちは、福島で生まれ、長いときを福島で過ごしました。家族、友人、仕事、生活のすべてが福島にあり、原発事故前は、福島を離れることは考えていませんでした。

今回も裁判長は、陳述する原告の方を向き、話を聞いていました。事故後、いわき市内で消防署の車が「外に出ないで、雨に当たらないで」と言いながら回っていたことを、裁判長や裁判官は山のようにある書面のどこかで読んでいたかもしれない。でも、この陳述を聞くことで、再認識したに違いない、と思いました。



夫婦で間取りを考えて建てた新築の家、近くに暮らすお互いの両親と過ごす時間、3 人の子どもたちの子育てにぴったりの自然豊かな環境、家族ぐるみで仲良しのご近所さん…子どもたちの健康を守るための避難なのに、どうしてこんなにも多くを失わなければならないのか。年月をかけて培ったそのひとつ一つを、避難先でゼロから整えていくことの大変さを「想像してほしい」と、原告は訴えました。

■今後の進行

今回、今後のスケジュールがはっきり伝えられなかったのは、とても悲しいことですが、原告の中に亡くなられた方がおられ、法律的な問題で裁判所と弁護団との協議が必要になったから、とのことでした。その方には相続人がおられないことから、賠償の請求権も相続することができず、判断が難しい状況のようです。その方の無念さを思うと、言葉がありません。ご冥福をお祈りいたします。

次回は 7 月 11 日（金）14 時開廷です。結審までの残り少ない期日、お時間が取れる方は傍聴にご参加ください。
傍聴人 金榮知子